《総説》

学校における食育の推進と食に関する指導の変遷

Trace the history of Shokuiku and "food and nutrition education" in school

髙田 尚美^{**} Naomi TAKADA

キーワード:食育 Shokuiku(Food and Nutrition Education/Promotion)

食に関する指導 Food and Nutrition Education

学校給食 School lunch

給食指導 School lunch guidance

食教育 Food and Nutrition Education/promotion

目的と背景:

2018 (平成30) 年の食育に関する意識調査報告書によると食育に関心があると回答した人の割合は全体の約8割であり、2005 (平成17) 年7月に食育基本法が施行されたのと同時期に行われた調査で約3割であったことと比較すると食育に関心がある国民は増加している。1)~2)

学校における食育の推進は、食育基本法に基 づく食育推進基本計画において学校、保育所等 における食育の推進は、国が取り組むととも に地方公共団体が推進に努める施策として① 指導体制の充実 ②子どもへの指導内容の充実 ③学校給食の充実等が記述されたり、2008(平 成20) 年 3 月告示学習指導要領(以下「現行学習 指導要領」という。)の総則に「学校における食 育の推進」が位置付けられたりなど学校の教育 活動全体を通じて適切に行うとされてから、現 在10年以上経過している。しかしこの間、文部 科学省では2013年5月に学校における食育の指 導体制に地域で差が出ていることや食育の推進 の成果についての検証が十分ではない状況につ いて検討するため、様々な分野の有識者からな る「今後の学校における食育の在り方に関する

有識者会議」が設置された。また総務省が2015年10月に公表した食育の推進に関する政策評価書では栄養教諭の配置されていない小学校では学校教育全体を通じて行う食育が十分達成できていないことが示唆された。^{3)~7)}

栄養教諭とは、学校における食育を推進する ための指導体制の整備において、各学校におけ る指導体制の要として食育の推進における重要 な役割を担うため2005年4月に制度が開始され た教員である。その職務は学校教育法におい て、「児童(生徒)の栄養の指導及び管理をつか さどる。」(中学校は準用規定)とされ、栄養に関 する指導及び管理のうち、指導には1児童生徒 に対する栄養に関する個別的な相談指導や、2 学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特 別活動等において食に関する指導を行うこと、 3 食に関する指導に係る全体的な計画の策定等 への参画などが含まれる。また、管理には1学 校給食を教材として活用することを前提とした 給食管理、2児童生徒の栄養状態等の把握、3 食に関する社会的問題等に関する情報の把握な どが含まれる。^{8)~10)}

しかし、栄養教諭の配置状況は全国で、2017 年 6,092名であり、2005年34名から比較すると

[※] 名古屋学芸大学管理栄養学部

増加しているが、学校給食実施状況等調査によ ると2005年の国公私立学校等における学校栄養 職員12,205人、栄養教諭16人に対し、平成27年 は学校栄養職員6,646人、栄養教諭5,428人であ り、栄養教諭は増加したが、栄養教諭・学校栄 養職員の合計人数は減少している。この現状 は、栄養教諭は食に関する指導(学校における 食育)の推進に中核的な役割を担う職として創 設されたにもかかわらず、栄養教諭の配置につ いて文部科学省は、「すべての義務教育諸学校 において給食を実施しているわけではないこと や、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は 地方公共団体や設置者の判断によることとされ ている。公立小中学校の栄養教諭は県費負担教 職員であることから、都道府県教育委員会の判 断によって配置される。」と記述しており、学校 教育法においても栄養教諭は置くことができる 教職員であることに加え、その配置基準は学校 給食の管理を主な職務とする学校栄養職員と同 じ学校給食を喫食する児童生徒数を基に算出し た人数であり、その人数は栄養教諭と学校栄養 職員の合計とされていることに起因していると 考えられる。11)~17)

現在文部科学省は、学校における働き方改革 に取り組んでいるところであり、2018年2月に は、「学校における働き方改革に関する緊急対 策の策定並びに学校における業務改 善及び勤 務時間管理等に係る取組の徹底について」が通 知された。この通知において、給食時の対応 は、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務と しており、栄養教諭等の配置状況も踏まえなが ら、学級担任と栄養教諭等との連携により、食 物アレルギーを有する児童生徒に対する毎日の 給食時の各学級での対応も含めてより効果的な 指導を行うことをあげている。しかし、2018 年学校基本調査によると小学校は学校数19.892 校、学級数273,647学級、中学校は10,270校、学 級数118.323学級であり、小中学校合計30.162 校、391,970学級に対する栄養教諭一人当たりの 学校数・学級数を平成29年度の6.092人で計算す ると、学校数は約5校、学級数は約64学級とな Z₁₀ 18)∼19)

また、2017 (平成29) 年3月に告示された学

習指導要領(以下「新学習指導要領」という。) の総則では、現行指導要領では学校の食育の推 進について体育科(保健体育科)の時間はもと より、家庭科(技術・家庭科)、特別活動などに おいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよ う努めることとするとあったところが、体育科 (保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特 別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外 国語活動(小学校のみ)及び総合的な学習の時 間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切 に行うよう努めることとなった。このことは学 校における食育の推進がより教科横断的な視点 にたつことを示しており、総合的な学習の時 間、特別活動については教科書の対応を要する ものではないので2018年度からは新学習指導要 領に基づき学校での指導を行うことが求められ ている。新学習指導要領の総則では新たに教育 課程の編成において教科横断的な視点に立った 資質・能力の育成について記述され、豊かな人 生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形 成することに向けた現代的な諸課題に対応して 求められる資質・能力を教科横断的な視点で育 成していくことができるよう、各学校の特色を 生かした教育課程の編成を図るものとするとさ れている。学習指導要領解説総則編では現代的 な諸課題に対応して求められる資質・能力のひ とつとして健康・安全・食に関する力を記述して いる。^{20)~21)}

学校における食育の推進の定義は、2007(平成19)年3月に文部科学省から発行された食に関する指導の手引において示された。食に関する指導の手引きには食に関する指導の目標が掲げられ、その食に関する指導の目標の達成に向け、継続性に配慮し、意図的に学校給食を教材として活用しつつ給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に推進することとを「学校における食育を推進すること」と定義付けられた。ここで、学校における食育という概念や食に関する指導が明確になったのであるが、学校における食に関する指導は第二次世界大戦後に学校給食が教育の一環として行われてきたことは、布川も「教育課程における学

校給食指導の変遷」で学校における食育の導入と展開の過程を学校給食の教育的な意味づけの変化という側面から論じている。これらの背景を踏まえた上で、本稿では、第二次世界大戦後において、教育活動の一環として位置付けされた学校給食の指導や食に関する指導の変遷と課題に着目しながら、これからの学校における栄養・食教育の課題について考察する。^{22)~23)}

文部科学省(文部省)告示の学習指導要領及

び学習指導要領解説、文部科学省(文部省)の審議会答申及び報告、文部科学省(文部省)の

通知や資料教材等及び食育の関連省庁の資料等

方法:

や論文を分析し、小・中学校における栄養・食教 育の位置付けを検討する。これにあたり、栄養・ 食教育の定義と用語の使用については、足立の 「栄養・食教育の枠組み『料理選択型栄養・食教 育』、主教材『食事の核料理(主食・主菜・副菜) を組み合わせる』・『3・1・2弁当箱法』による 食事法:1970年代からの食生態学研究・理論・実 践の環をふりかえり、現在の栄養・食問題解決 の課題を問う」を引用し以下のとおりとする。 ○栄養·食教育:栄養指導、栄養教育、食教育、 食育等はそれぞれ使われてきた背景や対象と する領域が必ずしも同じではないが、これら の総称とした。栄養・食を併記したのは、栄 養が栄養素に矮小化されることを心配し、人 間・食物・地域のかかわりの全体を対象領域と することを強調するためであり、栄養・食教 育を次のように定義する。人々がそれぞれの 生活の資(QOL)と環境の質(QOE)のより よい、持続可能な共生をめざして、食の営み の全体像(食の循環)を理解し、その視野・視 点で食生活を実践し、かつ可能な食環境づく り・仲間づくりを進める力(食生活力、「食」 力?)を育てるプロセスである。このアプ ローチは教育的アプローチと環境的アプロー チの統合、さらに環境的アプローチはフード

なお、この定義には「食」が使用されている。

必要である。²⁴⁾

システムと食情報システムの両側面の統合が

「食」という表現については、食育基本法前文において食に「」がつけられた「食」が16か所記述されている。これら「食」の検討についてはここでは触れない。²⁵⁾

結果:

1. 学校給食・学校給食指導の変遷

学校給食・学校給食指導の変遷を検討するにあたり、1946(昭和21)年12月に文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」から、2017(平成29)年3月に告示された小・中学校学習指導要領までを対象とし、表1「学校給食・学校給食指導の変遷―学習指導要領・通達・資料教材等におけるねらいと位置付け―(1946~2017年)」を作成した。^{26)~55)}

ここでは表1を中心に学校給食・学習指導の変遷をみていく。1946年の通達を最初としたのは、1946年12月学校給食を普及奨励する方策を通達し食料不足に対処して発育助長と健康保持のために都市の小学校児童に対して学校給食を行うこととなったと文部科学省の学生百年史にあることによる。学生百年史には「1952(昭和27)年学校給食実施方針を定めて都市と町村とを問わずに学校給食を行うように要望し、これを学習指導の一部とするとした。これは戦後になって始めた教育の新しい分野として注目されたと。」とある。このように、戦後の学校給食は食料不足や子どもの体位向上への対応だけでなく学習指導の一環として始まっている。

1952年には「学校給食を中心とする学習指導」が文部省から刊行され、1954年6月に小学校における教育の目的を実現するための目標を掲げた「学校給食法」が公布・施行されたが、これは法的にも学校給食のもつ教育的効果を明確にし、学校給食が教育の一環であることを示すためであった。このことは同1954年9月の文部事務次官通達「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」に記述されているが、この通達では法制化により学校給食の普及充実を図る理由に「学校給食が小学校等における教育目的の実現を期するために実施されるものであり、児童に望ましい食事に関する経験をかさね

させ、それによる食生活の科学的、合理的進歩 向上をめざしていることから、学校給食を通し て児童が日常の食生活に関し、合理的な営みを 学びとることは単に児童の幸福に資するのみで なく、わが国民の食生活の改善の観点からも、 きわめて重要なことである。」を揚げている。 ここには児童が学校給食から学ぶことが家庭や 社会を変えていくことにつながるという教育の もつ力への期待がある。

学習指導要領における学校給食は、学校給食 法施行後の1958年に学校行事等の領域に属す内 容に位置付けられ、1968年学習指導要領で新た に特別活動という領域が設けられると特別活動 の学級指導に位置付けられた。その後平成元年 学習指導要領において特別活動の内容構成が変 更になり学校給食は学級活動に位置付けられ現 在に至る。

学校給食指導の手引は、1958年学習指導要領告示後の1962年に「学校給食指導の手びき(小学校編)」、1968年学習指導要領告示後の1971年に「学校給食指導の手びき(小学校編)」、1977年学習指導要領告示後の1984年に「新学校給食指導の手びき一思いやりの心とたくましい体つくりを目指して一」、1989年学習指導要領告示後の1992年「学校給食指導の手引」、1998年学習指導要領告示後の2000年に「食に関する指導参考資料」が刊行されている。これらの手引の存在は、学習指導要領における各教科領域等において解説編が刊行されることと同様に教科領域に位置付けられていない学校給食を学校教育全体で実施するための参考資料として刊行された。

1952年の「昭和27年度学校給食実施方針」以降教育活動の一環として示されてきた学校給食指導であるが、1988年文部省組織改正で学校保健課と学校給食課が統合され学校健康教育課が設置されたことにより新たに「健康教育」という位置付けが出てきた。

1998年「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」では、「初等中等教育においては、「教科『体育』及び保健体育の『保健』で心身の健康・安全全般についての知識を習得させるとともに、『家庭』等の教科や『道徳』等

でも健康に関する内容を扱っており、また保健 指導、安全指導、学校給食指導など、特別活動 における日常的指導を通じて健康な生活に関す る体動を習得させることとしているが、学校に おける健康教育とは、これらを指すものである こと。」と、健康教育の対象を明確にしている。 また、この中で学校給食指導については健康教 育の観点を踏まえ、栄養指導を中心として実践 的、総合的な「食教育」にふさわしい内容を持 つものとしている。ここでは「食教育」が何を 指すか明確にはしていないが、この通知に参考 として添付されている日本体育・学校保健セン ターにおいて検討されてきた「学校給食指導研 究委員会中間まとめ(1988(昭和63)年5月20 日)」に「従来の手引等では、学校給食指導は、 学校の教育活動の中で、児童生徒の生活体験に 関わる総合的な教育活動として位置づけられて きている。また、その指導内容として、『食事 と心身の健康』『食料事情』『教科等との関連事 項』等が挙げられ、栄養に関する知識や食事の マナー、社会性など、様々の教育的効果が挙げ られてきた。」とあり、ここでの指導内容が相 当すると思われる。また、この中間まとめでは、 「学校給食の指導の重点がどこにあるかといえ ば、何よりも児童生徒の心身の健全な発達をね らいとしていると考えられる。この意味で、給 食指導は、学校教育における健康教育に属する ものと考えられる」としている。

学校給食指導が健康教育の一環としての位置付けの中で栄養指導を中心として実践的、総合的な「食教育」にふさわしい内容もつ扱いであることは、栄養指導が栄養素の指導ではなく、児童生徒の心身の健全な発達をねらいとしたQOL向上における栄養指導であることに留意し、栄養指導だけでなく食の営みの全体像を理解し、その視野・視点で食生活を実践し、かつ持続可能な社会を形成する一員であるための食教育を実施していく栄養・食教育である。

1992年「学校給食指導の手引」において、学校給食は実際の食事という生きた教材を通して正しい食事の在り方や好ましい人間関係を体得することをねらいとして行われる教育活動であると記述されており、「献立は児童生徒の発育

に必要な栄養素を確保するために、多くの食品が組み合わされており、その上、食文化や生産、流通、消費等、様々な内容を含んでおり、児童生徒が毎日の食事の中で学習し体験できる重要な生きた教材です。そこで郷土食・行事食なども含め、具体的な献立に着目した指導計画を作成し、食生活や健康に関心を高めるように指導することが大切です。」として例を挙げている。この学校給食を生きた教材として指導を実施していくという位置付けは一貫しており、2010年刊行「食に関する指導の手引一第1次改訂版一」の第4章は「学校給食を生きた教材として活用した食育の推進」である。56~57)

1998年文部省は「『食』に関する指導の充実」 の通知で、「『食』に関する指導に当たっては、 学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一 環として、児童生徒に『食』に関する知識を教 えるだけではなく、知識を望ましい食習慣の形 成に結び付けられるような実践的な態度を育成 するよう努めること。」「特に、給食指導におい ては、栄養バランスのとれた食事の摂取の重要 性はもとより、望ましい食習慣の形成、食事を 通しての好ましい人間関係の形成や集団生活 に基づく社会性・協調性の涵養などに留意して 適切を期すること。」として、学校給食指導も 含めた「食」に関する指導を健康教育の一環と して示した。これより後、学校給食は食に関す る指導の生きた教材であり、学校給食指導は健 康教育の一環である食に関する指導として取り 扱われている。また、2007年「食に関する指導 の手引 は、学校給食を生きた教材として活用 した指導を、給食の時間における食に関する指 導として、教科等で取り上げられた食品や学習 したことを学校給食という生きた教材を通して 確認させたり、日々の献立を通して、栄養や食 品の産地等を学習させたりする指導と分けて、 「給食指導」として示した。ここで「給食指導」 を、「学校給食の準備から片付けに至る一連の 指導(正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、 はしの使い方、食事のマナーなど)」として示 し、食に関する指導の目標を達成するために毎 日の給食の時間に学級担任が行う指導であるこ とを明記している。58)

学校給食の実施については、学校給食法第4 条に義務教育諸学校の設置者は当該義務教育諸 学校において学校給食が実施されるように努め なければならないとあるように、学校給食は教 育の一環として実施されるものであるが、学校 給食の実施は義務教育諸学校の設置者に委ねら れている。これに対し、第3次食育推進基本計 画では、「学校給食は、栄養バランスのとれた豊 かな食事を児童生徒に提供することにより児童 生徒の健康の保持増進や体位の向上を図るもの である。また、児童生徒が食事について理解を 深め、望ましい食習慣を養うなど実体験に基づ く継続的な指導を展開することができる重要な 手段でもある。しかし、完全給食がおおむね実 施されている小学校と比べ、中学校ではその実 施率が低い。このため、学校給食を通じた、よ り効果的な食育を推進することを目指し、公立 中学校における学校給食の実施率について、平 成26年度に87.5%となっている割合を、平成32 年度までに90%以上とすることを目指す。」と し、中学校の学校給食の実施率を上げることを 数値目標に掲げた。59)

表 1 学校給食・学校給食指導の変遷―学習指導要領・通達・資料教材等におけるねらいと位置付け― (1946~2017年)

学習指導要領・通達・ 資料教材等	学校給食・学校給食指導のねらい等	学校給食・学校給食指導の 学校教育の位置付け等
1946 (昭和21) 年12月 文部・厚生・農林三省次 官通達 「学校給食実施の普及 奨励について」	【学校給食】 実施による教育的効果 (1)栄養改善による健康の保持増進と疾病の予防 (2)栄養の知識を与える (3)食事訓練を実施するもっとも好機会である A 手の清潔 B 食器類の清潔 C 咀嚼の習慣 D 食事の作法 (4)偏食の矯正 (5)調理場の清潔整頓 (6)民主主義的思想の普及 (師弟間の愛情融和を促進する) (7)家庭における食生活の改善に寄与する (8)郷土食の合理化 (9)円満な社交生活の指導 (10)欠席者を少なくする	【学校給食】 ・栄養教育 学童の体位向上並びに栄養教育の見地から、ひろく 学校において適切な栄養補 給を行うことは、まことに 望ましいことである。
1952(昭和27)年3月 文部事務次官通達 「昭和27年度学校給食 実施方針」	【学校給食】・教師 給食をとおして、こどもが学びうるものを予想して、給食に関するこどもの経験を組織だてる。・こどもこれを学習して、教師が期待したものを修める	【学校給食】 ・学習指導の一環
1952 (昭和27) 年10月 文部省刊行 「学校給食を中心とす る学習指導」	【学校給食指導】(給食の学習指導) 一般目標 (1)人間生活における食事のもつ重要な意義を認め、みんなで楽しく会食することによって、民主的で明るい社交性が身につく (2)日常生活における望ましい食事の習慣が身につく (3)日々の合理的な食生活によって健康が増進する (4)日常生活の食事に関連するいろいろの仕事と責任を科学的、合理的に処理することができる (5)食生活が科学的、合理的に進歩向上する	【学校給食】 ・学習指導の一環
1954 (昭和29) 年6月 「学校給食法」公布・施 行	【学校給食】 目標:小学校における教育の目的を実現するために、 1 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと 2 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと 3 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること 4 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと	【学校給食】 ・小学校における教育の目的実現
1954 (昭和29) 年9月 文部事務次官通達 「学校給食法並びに同 法施行令等の施行につ いて」	【学校給食】・児童に望ましい食事に関する経験をかさねさせ、それによる食生活の科学的、合理的進歩向上をめざしている。・学校給食の教育目標を抽出したのは、学校給食のもつ教育的価値が初等普通教育の教育計画全体のなかで正しく認識される必要があるからである。	【学校給食】 ・小学校等における教育目的の実現
1958 (昭和33) 年10月 告示 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	【学校給食指導】 小学校 ・学校給食を実施する学校においては、給食時において、関係の教科、道徳および特別教育活動との関連を考慮して、適切な指導を行うようにしなければならない。 中学校 ・学校給食の実施にあたっては、給食時において、関係の教科、道徳および特別教育活動との関連を考慮して、適切な指導を行うようにしなければならない。	【学校給食】 ・学校行事等の領域に属する内容

1962 (昭和37) 年 文部省刊行 「学校給食指導の手び き (小学校編)」	【学校給食指導】 ・食事について正しい理解を深める ・栄養について関心をもたせる ・給食時に食べている食事の食品の組み合わせや栄養内容等が、身体の発育と健康の増進に、どのように役だつものであるかを、児童の発達段階に応じて正しく理解させる ・指導上の留意事項 (1)病気や事故から防ぐために衛生や安全に努めること (2)望ましい態度を養うために食事の作法を身につけさせること (3)栄養の理解は、その日の食事内容に即して行うこと (4)食べものの好ききらいをする児童については、原因を調べて指導すること (5)そしゃくと休養をじゅうぶんにさせること (6)食事は楽しいふんい気で食べさせるようにすること (7)児童が積極的に参加するように指導すること (8)児童の個人差に応じて指導すること	【学校給食指導】 ・学校給食のねらいの達成 ・学校行事等の目標に即して実施 ・給食時において、関係の 教科、道徳および特別教育活動との関連を考慮して実施
1968(昭和43)年7月 告示 小学校学習指導要領 1969(昭和44)年 4月告示 中学校学習指導要領	【学校給食指導】 小学校 ・学校給食においては、食事の正しいあり方を体得させるとともに、食事 を通して好ましい人間関係を育成し、児童の心身の健全な発達に資する ように配慮しなければならない。 中学校 ・学校給食時には、食事についての適切な指導を行ない、望ましい食習慣 の形成、好ましい人間関係の育成など、心身の健全な発達に資すること。	【学校給食】 ・特別活動の学級指導
1971 (昭和46) 年 文部省刊行 「学校給食指導の手び き (小学校編)」	【学校給食指導】 ・食事の正しいあり方を体得させる ・食事を通して好ましい人間関係を育成 ・児童の心身の健全な発達に資する ・各学校では、上記を踏まえ、地域や学校の実態や児童の発達段階に応じた具体的なねらいを設定し、指導 ・指導上の留意事項、 (1)食事を楽しいふんい気でとれるように努めること (2)食事についての基本的な習慣が身につくようにすること (3)病気や事故を防ぐために清潔や安全に努めること (4)ひとりひとりの児童をよく観察し、個人差に応じた指導について考慮すること (5)食べ物の好ききらいをする児童については原因を調べて適切な指導をすること (6)栄養についての指導は、その日の食事内容に即して行うこと (7)児童が自主的に活動に参加するよう指導すること	【学校給食】 ・教育活動の一環 人間形成上きわめて大切 な指導の場
1977(昭和52)年7月 告示 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領		【学校給食】 ・特別活動の学級指導
1984(昭和59)年 文部省刊行 「新学校給食指導の手 びき – 思いやりの心と たくましい体つくりを 目指して – 」	【学校給食指導】 指導上の強調点 ・望ましい食習慣を自主的かつ実践的に形成するよう努力する態度を育成すること。 ・栄養に関する知識を実際の生活に生かし、進んで食生活の改善に役立たせようとする態度を育てること。 ・勤労に関する体験的な学習とのかかわりをもたせ、奉仕することの喜びや感謝の念を培う指導を工夫すること。 ・望ましい食事環境やマナーのあり方に関しても適切に指導すること・児童生徒の人格形成とかかわって指導する場とするための生徒指導の原理を踏まえること等	【学校給食指導】 ・義務教育活動に不可欠な 教育活動の一環

1988 (昭和63) 年7月 文部省体育局長通達 「健康教育の推進と学 校健康教育課の設置に ついて」	 【学校給食】 ・児童生徒の心身の健全な発達をめざし、毎日の食事を通じて健康な食生活習慣の形成を図る 【学校給食指導】 ・健康教育の観点を踏まえ、栄養指導を中心として、実践的、総合的な『食教育』にふさわしい内容を持つものとして、一層の充実を図る 	【学校給食指導】 ・健康教育を担う教育活動 の一つ
1988 (昭和63) 年5月 日本体育・学校健康セン ター 「学校給食指導研究委 員会中間まとめ」	【学校給食指導】 ・重点は、児童生徒の心身の健全な発達 ・従来「食事と心身の健康」「食糧事情」「教科等との関連事項」等が挙げられ、栄養に関する知識や食事のマナー、社会性など、様々の教育的効果 ・生涯にわたり自らの健康を考えて食生活を送る態度の育成 ・食事と疾病の問題にも踏み込んだ個々の児童生徒の特質に対応する栄養指導	【学校給食指導】 ・学校給食という素材を用いて、その教育的機能を発揮させるための教育活動 ・健康教育の一環・生涯教育の観点
平成元(1989)年3月 告示 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領		【学校給食】 ・特別活動の学級活動
1989(平成元年)年 6月 文部省刊行 「指導書特別活動編」	【学校給食指導】 ・「学校行事」としても取り上げることが可能	【学校給食】 ・特別活動の学級活動 【学校給食指導】 ・教育活動全体で包括的に 実施
1992(平成4)年 7月 文部省刊行 「学校給食指導の手引」	【学校給食】 ・多様な教育効果 学校給食の場や内容を生かして、学習内容(栄養・食料の生産加工や食品の流通、消費や調理)の理解を一層深める自然の恵みや働く人々への感謝各種の食事マナーを身に付ける日本及び世界の文化を理解することの一助とする【学校給食指導】 小学校 ・正しい食事の在り方を体得させる・食事を通して好ましい人間関係の育成を図る中学校・望ましい食習慣の形成・食事を通しての好ましい人間関係の育成 小・中学校 ・それぞれの特別活動の目標を踏まえ、かつ特別活動の基本的な性格を十分に理解しながら、学校や児童生徒、家庭や地域の実態に応じ、学校における給食指導のねらいを設定	【学校給食】 ・教育課程の特別活動 ・実際の食事という生きた教材 【学校給食指導】 ・学校の教育活動全体を通じて実施 ・健康教育の一環
1997(平成9)年 保健体育審議会答申 「生涯にわたる心身の 健康の保持増進のため の今後の健康に関する 教育及びスポーツの振 興の在り方について」	【学校給食】 ・栄養管理や望ましい食生活の形成に関する家庭の教育力の活性化を図る	【学校給食】 ・食に関する指導の「生きた教材」 ・学校保健、学校安全及び学校給食のそれぞれの果たす機能を尊重しつつも、それらを総合的にとらえる 【学校給食指導】 ・健康教育は、保健教育、安全教育及び給食指導などを統合した概念
1998(平成10)年6月 文部省体育局長通知	【学校給食指導】 ・栄養バランスのとれた食事の摂取	【学校給食指導】 ・食に関する指導

「『「食』に関する指導の充実について」	・望ましい食習慣の形成 ・食事を通しての好ましい人間関係の形成や集団生活に基づく社会性・協 調性の涵養	(健康教育の一環)
1998 (平成10) 年12月 告示 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	【学校給食指導】 小学校 ・学校給食と望ましい食習慣の形成(日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること): 特別活動 ・健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活の仕方が理解できるようにする際には、学校でも学校給食など様々な活動が行われていることについて触れる: 体育 ・保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮する: 体育 中学校 ・学校給食と望ましい食習慣の形成(個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること): 特別活動	【学校給食】 ・特別活動の学級活動
2000(平成12)年 文部省刊行 「食に関する指導参考 資料」		【学校給食】 ・特別活動の学級活動
2002 (平成14) 年9月 中央教育審議会答申 「子どもの体力向上の ための総合的な方策に ついて」	【学校給食】 ・学校給食を活用し、栄養バランスのとれた食事内容などについて、体験を通して学ばせる。	【学校給食】 ・食に関する指導の教材
2004 (平成16) 年1月 中央教育審議会答申 「食に関する指導体制 の整備について」	【学校給食】 ・生産活動と日々の食事のつながりを実感させる。 ・見る・食べるといった行為を通じて楽しみながら児童生徒の興味・関心を引き出す ・児童生徒に不足しがちな栄養素を補う。	【学校給食】 ・食に関する指導の生きた教材 ・食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材
2004 (平成16) 年6月 文部科学省スポーツ・青 少年局長通知 「栄養教諭制度の創設 に係る学校教育法等の 一部を改正する法律等 の施行について」		【学校給食】 ・教材として活用
2005 (平成17) 年 6 月 公布 7 月施行 「食育基本法」	【学校給食】学校又は地域の特色を生かした実施 ・魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進 ・子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長	
2006(平成18)年3月食育推進会議(内閣府)食育推進基本計画	【学校給食】 ・地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深める生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む ・各教科等においても学校給食を「生きた教材」として活用望ましい食習慣の形成食に関する理解の促進 ・伝統的な食文化を継承した献立を、食に関する指導の教材として活用我が国の伝統的な食文化について早い段階から関心と理解を抱く	【学校給食】 ・食に関する指導の「生きた教材」 (学校給食での地場産物の使用は地産地消を推進の有効な手段)
2007 (平成19) 年3月 「食に関する指導の手 引」	【学校給食】 ・児童生徒の心身の健全な発達 ・国民の食生活の改善に寄与 【学校給食指導】 (給食指導)	【学校給食】 ・食に関する指導の教材 【給食指導】 ・学校給食の準備から後片 付けに至る一連の指導

2008 (平成20) 年1月 中央教育審議会答申 「子どもの心身の健康 を守り、安全・安心を確 保するために学校全体 としての取組を進める ための方策について(答申)」 2008 (平成20) 年1月 中央教育審議会答申	・食に関する指導の目標を達成 (給食の時間における食に関する指導) ・学校給食という生きた教材を通して、教科等で取り上げられた食品や学習したことを確認させる ・日々の献立を通して、栄養や食品の産地等を学習させる等 【学校給食】 ・健康の増進、体位の向上を図る ・地域の自然や環境、食文化、産業等について理解を深める ・生産者や生産過程等を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱く ・食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、郷土への要着を深める ・伝統的な日本文化である稲作・米食や郷土食、行事食について理解を深める	【学校給食】 ・生きた教材 ・食に関する効果的な指導 に資する教育的機能 【学校給食】 ・食に関する指導の教材
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別 支援学校の学習指導要 領等の改善について」		
2008 (平成20) 年 3 月 告示 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	【学校給食指導】 小学校 ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成(日常の生活や学習への適応及び健康安全):特別活動 ・健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活の仕方が理解できるようにする際には、学校でも学校給食など様々な活動が行われていることについて触れる:体育 ・保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮する:体育中学校 ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成(適応と成長及び健康安全):特別活動	【学校給食】 ・特別活動の学級活動
2009(平成21)年 4月施行 学校給食法の一部改正	【学校給食】 目標:義務教育諸学校における教育の目的を実現するために 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うことうこと。 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。	【学校給食】 ・義務教育諸学校における 教育の目的実現 ・学校給食を活用した食に 関する指導
2010 (平成22) 年3月 文部科学省刊行 食に関する指導の手引 -第1次改訂版-	【学校給食】 ・健康の保持増進、体位の向上 ・望ましい食習慣の形成 ・食に関する実践力を身に付けさせる ・食に関する理解の促進 ・望ましい食生活や食料の生産に対する関心と理解を深める ・地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める 【学校給食指導】 (給食指導) ・食に関する指導の目標を達成	【学校給食】 ・学校教育、教育活動の一環 ・食に関する指導の「生きた教材」 【給食指導】 ・学校給食の準備から後片付けに至る一連の指導

2011 (平成23) 年 3 月 食育推進会議 (内閣府) 第 2 次食育推進基本計 画	 ・正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどの習得(給食の時間における食に関する指導) ・学校給食という生きた教材を通して、教科等で取り上げられた食品や学習したことを確認させる ・日々の献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる等 【学校給食】 ・地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用地域の自然や文化、産業等に関する理解を深める生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ・食に関する正しい知識を身に付ける・望ましい食習慣を身に付ける・望ましい食習慣を身に付ける・伝統的な食文化を継承した献立を、食に関する指導の教材として活用我が国の伝統的な食文化について早い段階から興味・関心をもって学ぶ 	【学校給食】 ・食に関する指導の「生きた教材」 (学校給食での地場産物の使用は地産地消の有効な手段)
2013 (平成25) 年12月 食育推進会議 (内閣府) 第2次食育推進基本計 画の一部改定	※各都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であり、新たに学校給食における国産の食材を使用する割合の増加も目標として追加する	
2016 (平成28) 年3月 食育推進会議 (内閣府) 第3次食育推進基本計画 ※2016年4月施行食育 基本法一部改正に伴い、食育推進会議は農林水産省に移管され、食育推進基本計画の作成・食育推進に関する施策の実施は農林水産省の管轄となった	「学校給食」 ・健康の保持増進や体位の向上 ・食事について理解を深め、望ましい食習慣を養う ・地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用 地域の自然や文化、産業等に関する理解を深める 生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ 我が国の食文化や食料安全保障等への関心を高める ・伝統的な食文化を継承した献立を、食に関する指導の教材として活用 我が国の伝統的な食文化について早い段階から興味・関心をもって学ぶ ※学校給食を通じたより効果的な食育を推進することを目指し、公立中学校における学校給食の実施率について、平成26年度に87.5%となって いる割合を、平成32年度までに90%以上とすることを目指す	【学校給食】 ・実体験に基づく継続的な 指導を展開することがで きる重要な手段 ・食に関する指導の「生き た教材」 (学校給食での地場産物の 使用は地産地消の有効な 手段)
2016 (平成28) 年12月 中央教育審議会答申 「幼稚園、小学校、中学 校、高等学校及び特別 支援学校の学習指導要 領等の改善及び必要な 方策等について」		【学校給食】 ・食育の観点を踏まえた学校給食と食習慣の形成
2017 (平成29) 年3月 告示 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	【学校給食指導】 小学校 ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること (日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全):特別活動 ・健康な生活について課題を見付け、その解決を目指した活動を通した指導をする際には、学校でも学校給食など様々な活動が行われていること について触れる:体育 中学校 ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど望ましい 食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること (日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全):特別活動	【学校給食】 ・特別活動の学級活動 ・保健の内容のうち運動、 食事、休養及び睡眠については、保健を除く第3 学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行う:小学校体育

作成: 髙田尚美 (2019)

2. 食育・食に関する指導の変遷

食育・食に関する指導の変遷を検討するにあたり、1988(昭和63)年7月文部省体育局長通達「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」から、2017(平成29)年7月小・中学校学習指導要領解説総則編までを対象とし、表2「食育・食に関する指導の変遷―学習指導要領・通達・資料教材等における内容・ねらいと位置付け―(1988~2017年)」を作成した。60)~87)

ここでは表2を中心に食育・食に関する指導 の変遷をみていく。1988年の通達を最初とした のは「食教育」という位置付けが登場するから である。この通達に参考として添付された「学 校給食指導研究委員会中間まとめ」では学校給 食の実施と「食教育」の関係において、「健康 教育の観点からの『食教育』の意義を考える と、学校給食の実施の如何にかかわらず、未実 施校においても同様に必要ではないかというこ とが考えられる。この点については、さしあた り、学校給食指導が、学校給食という素材を用 いて、その教育的機能を発揮させるための教育 活動であることを押さえていく必要がある。た だし、学校給食を実施していない学校でも、健 康教育の観点から、食教育の指導を行うことに ついては、検討を開始する時期に来ていると考 えられる。」と記述されている。学校において食 教育を実際に学校教育全体で実施していくうえ で学校給食の実施が義務ではないことが課題と なっていることは現在でも同様である。

「食に関する指導」は、1997年に保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方」において、「食に関する現代的課題と食に関する指導」の項で食に関する現代的課題について「食行動の多様化を背景に、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の増加及び若年化など、食に起因する新たな健康課題が増加している。」と挙げ、学校における食に関する指導は「従来から関連教科などにおいて、食生活と心身の発育・発達、食生活と心身の健康の増進、食生活と疾病などに関して指導を行ってきているところであるが、こうした食に関する現代的

課題に照らすと、生涯を通じた健康づくりの観 点から、食生活の果たす重要な役割の理解の上 に、栄養バランスのとれた食生活や適切な衛生 管理が実践されるよう指導することが求められ る。」と記述された。食に関する現代的課題に 対する指導であることから食に関する指導と記 述されたように、食に関する指導の「食」の中 には食生活や栄養、衛生管理などが含まれ、食 に関する指導は栄養・食教育で培いたい力の指 導であると考える。2017年に文部科学省から刊 行された「食に関する指導の手引」では食に関 する指導の内容を、食事の重要性(食事の重要 性、食事の喜び、楽しさを理解する。)、心身の 健康(心身の成長や健康の保持増進の上で望ま しい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理し ていく能力を身に付ける。)、食品を選択する能 力(正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及 び安全性等について自ら判断できる能力を身に 付ける。)、感謝の心(食物を大事にし、食物の 生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。)、 社会性(食事のマナーや食事を通じた人間関係 形成能力を身に付ける。)、食文化(各地域の産 物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊 重する心をもつ。)とし各内容において多くの例 示をしている。食に関する指導は、その内容や 例示において示されている力から栄養・食教育 で培いたい力への教育的アプローチであり、食 に関する指導の目標の達成に向け、継続性に配 慮し意図的に学校給食を教材として活用しつつ 給食の時間をはじめとする関連教科等における 食に関する指導を体系付け学校教育活動全体を 通じて総合的に推進する学校における食育の推 進は、栄養・食教育における環境的アプローチ のひとつである。

学習指導要領における食育の記述は現行学習 指導要領が最初である。この学習指導要領では 総則の小(中)学校教育の基本と教育課程の役 割において学校の教育活動を進めるに当たって 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業 改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教 育活動を展開する中で実現を図り、児童(生徒) に生きる力を育むことを目指すものとする力の ひとつとして、学校における体育・健康に関す る指導の中で食育の推進は体力の向上や安全・ 心身の健康の保持増進に関する指導と並んで挙 げられ、体育科、家庭科及び特別活動の時間は もとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合 的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質 に応じて適切に行うよう努めることやそれらの 指導を通して、家庭や地域社会との連携を図り ながら、日常生活において適切な体育・健康に 関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・ 安全で活力ある生活を送るための基礎が培われ るよう配慮することと記述された。

現行学習指導要領において学校の食育は、学校教育の中で体育・健康の指導として児童生徒に生きる力を育むことを目指す力の一つとして記述された。新学習指導要領においても学校の食育は体育・健康の指導として児童生徒に生きる力を育むことを目指す力でり、児童生徒は豊かな創造性を備え持続可能な社会の作り手となることが期待されている。

学校における食育推進事業は2006 (平成18) 年度から事業ごとに対象や手法に変化はあるが 実施が続いている。2006・2007年度「栄養教諭 を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育 推進事業」は「各地域において栄養教諭を中核 として、家庭や地域の団体(PTA、生産者団体、 栄養士会等)と連携・協力し、食育推進のための 事業を実施する。特に、学校と家庭・地域が連携 し、学校における食育を推進するため、家庭に 対する効果的な働きかけの方策等について実践 的な調査研究を行う。また、関係省庁の協力も 得て、保護者に対して、食育の重要性や留意事 項等について説明した参考資料を作成し、配布 する。」、2008年度「子どもの健康を育む総合食 育推進事業 | は「栄養教諭が中心となって、学 校内外において、家庭や地域との連携を図りな がら、地域食育推進事業を実施する。また、児 童生徒の食生活が子どもに及ぼす 影響等につ いて調査研究を行う。| 2009~2013年度 「栄養教 諭を中核とした食育推進事業 | は「栄養教諭を 中核とした食育推進のための実践的な取組につ いて、全国で展開する事業を実施する。また、 事業の分析・効果測定等を併せて行う。」、2014 ~2016年度「スーパー食育スクール事業」は

「学校における食育を推進するため、各種外部 機関と連携し、食育プログラムを開発するスー パー食育スクールを指定し、栄養教諭を中心に 外部の専門家等を活用しながら食育の推進を図 る。」、2017年度~「つながる食育推進事業」は 「栄養教諭が中心となり、学校を核として地域 の生産者や関係機関・団体等とも連携しつつ、 学校においてより実践的な食育を行うととも に、その活動に保護者も参画し、家庭における 望ましい食生活の継続的な実践にもつながる食 育の実践モデルを構築する。」であり、栄養教諭 を中核としながら家庭・地域や外部の専門家な どと連携して食育を推進するためのモデルを構 築するための事業であり、栄養教諭を中核とし て各学校や地域に応じた様々な食育実践例の報 告書等は各学校での食育推進に役立てられてい る。84)~97)

栄養教諭を中核としながら学校における食育 を推進するための方策として、文部科学省は 2017年3月「栄養教諭を中核としたこれからの 学校の食育~チーム学校で取り組む食育推進の PDCA」を刊行した。この冊子の活用について、 栄養教諭の配置状況が各自治体により異なる 中、各学校が食育を推進するために活用できる よう栄養教諭をはじめ管理職、学級担任など全 教職員を対象に作成したものとあり、栄養教諭 が配置されている学校の状況を想定して作成し たので、栄養教諭が配置されていない学校にお いてはそれぞれの学校の状況に応じて冊子の内 容を目指した取り組みをお願いしたいとある。 学校における食育は栄養教諭を中核として位置 付けながらも、実際には栄養教諭が配置されて いない学校が多い現実がある。98)

表 2 食育・食に関する指導の変遷―学習指導要領・通達・資料教材等における内容・ねらいと位置付け― (1988~2017年)

学習指導要領・通達・	食育・食に関する指導等の内容・ねらい等	食育・食に関する指導等の
資料教材等		学校・学校教育における位置付け等
1988 (昭和63) 年7月 文部省体育局長通達 「健康教育の推進と学 校健康教育課の設置に ついて」		【食教育】 ・学校給食指導は健康教育の観点を踏まえ、栄養 指導を中心として、実践的、総合的な『食教育』 にふさわしい内容を持つ
1988 (昭和63) 年5月 日本体育・学校健康セン ター 「学校給食指導研究委 員会中間まとめ」		【食教育】 ・学校給食を実施していない学校でも、健康教育の観点から、食教育の指導を行うことについては、検討を開始する時期に来ていると考えられる。
1997 (平成9) 年 保健体育審議会答申 「生涯にわたる心身の 健康の保持増進のため の今後の健康に関する 教育及びスポーツの振 興の在り方について」	【食に関する指導】 ・食生活と心身の発育・発達 ・食生活と心身の健康の増進 ・食生活と疾病 ・栄養バランスのとれた食生活 ・適切な衛生管理の実践	食に関する指導】 ・生涯を通じた健康づくり ・学校給食を「生きた教材」として活用 ・教育活動全体を通して行う健康教育の一環
1998 (平成10) 年6月 文部省体育局長通知 「『「食』に関する指導の 充実について」	【「食」に関する指導】 ・児童生徒に「食」に関する知識を教える ・知識を望ましい食習慣の形成に結び付けられる ような実践的な態度を育成 ・生涯にわたって心身ともに健康な生活の基礎を 培う	【「食」に関する指導】 ・健康教育の一環 ・教育活動全体を通して行う健康教育の一環
2000 (平成12) 年3月 文部省刊行 「食に関する指導参考 資料」	【食に関する指導の目標】 学校給食と関連させながら食に関する指導を行う場合の目標 ・生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるようにすること。・楽しい食事や給食活動を通じて、豊かな心を育成し、社会性を涵養すること。 【食に関する指導の内容】 食に関する指導の目標に沿った4つの観点体の健康、心の育成、社会性の涵養、自己管理能力の育成	(食に関する指導) ・健康教育の一環 ・教科等における学習を、給食の時間を中心に関連付けて指導 ・総合的な学習の時間に食に関する課題を取り上げる
2000 (平成12) 年3月 文部省・厚生省・農林水 産省決定 「食生活指針の推進に ついて」	【食生活に関する指導】 ・食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけ る	【食生活に関する指導】 ・学校の教育活動を通じて発達段階に応じた指導
2002 (平成14) 年9月 中央教育審議会答申 「子どもの体力向上の ための総合的な方策に ついて」	【食に関する指導】 ・食に関する知識を教えるだけでなく、知識を望ましい食習慣の形成に結び付けられるような実践的な態度の育成 ・栄養バランスのとれた食事内容などについて、体験を通して学ばせる ・国が作成・配布した小・中学生を対象とした食生活に関する学習教材や、指導者用解説書の積極的な活用 ・家庭や地域社会との連携	【食に関する指導】 ・小学校低学年から学校の指導計画に明確に位置付ける必要 ・学校給食を「生きた教材」として活用

2004 (平成16) 年1月中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」	【食に関する指導】 ・体力の向上 ・将来の生活習慣病の危険性を低下 食に関する自己管理能力の育成 望ましい食習慣の形成 ・「食文化」の継承や多様性の尊重 ・社会性の涵(かん)養 ・バランスのとれた食事の重要性(家庭科、技術・家庭科) ・望ましい生活習慣を身に付ける必要性(体育科、保健体育科) ・地域の文化や伝統に関する理解と関心を深める(学校給食)	【食に関する指導】 ・「生きる力」を育む上で非常に重要な課題 ・学校給食を生きた教材として活用 ・学校教育活動全体 給食の時間 家庭科、技術・家庭科 体育科、保健体育科 学級活動 総合的な学習の時間 など (現状) ・明確な体制整備がなされてこなかったため、地域や学校ごとに取組は区々 (今後) ・校長のリーダーシップの下、関係する教職員がそれぞれの専門性を十分に発揮しつつ、相互に連携・協力して取り組む ・学校・家庭・地域社会の連携等による総合的取組 ・関係省庁が緊密に連携・協力して、政府一丸となった取組
2004 (平成16) 年6月 文部科学省スポーツ・青 少年局長通知 「栄養教諭制度の創設 に係る学校教育法等の 一部を改正する法律等 の施行について」		【食に関する指導】 ・学校給食を教材として活用
2005 (平成17) 年 6 月 公布 7 月施行 「食育基本法」	【食育】 ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる(前文) ・生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ(第1条) ・健全な食生活の実現(第20条) ・健全な心身の成長(第20条) ・食に関する理解(第20条) ・過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識(第20条)	【食育】 ・生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの(前文) ・基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努める(第11条) 【食育の推進】 ・魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進(第20条)
2006(平成18)年3月食育推進会議(内閣府)食育推進基本計画	【食育】 ・日々の食運動習慣等を含めた適切な生活習慣を 形成 ・生活に必要な知識や判断力の習得 ・主体的に食生活を実践する意欲の向上を図る ・食を大切にし、楽しむ心を育てる ・広い社会的視野を育てる	【食育の推進】 ・食育を組織的・計画的に推進 学校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を推進 食に関する指導に係る全体的な計画を策定 ・給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を促進 ・食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう取組を促進 ・農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった子どもの様々な体験活動等を推進
2007 (平成19) 年3月 「食に関する指導の手引」	【食に関する指導の目標】 〇食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 「食事の重要性」	【学校における食育を推進すること】 ・食に関する指導の目標の達成に向け、継続性に配慮し、意図的に学校給食を教材として活用し

	○心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。「心身の健康」 ○正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。「食品を選択する力」 ○食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。「感謝の心」 ○食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。「社会性」 ○各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。「食文化」 (各学校において状況等に応じて上記以外の目標を掲げて指導を行うことも期待されている) 【給食の時間における食に関する指導】 ・教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食という生きた教材を通して確認させる・日々の献立を通して、栄養や食品の産地等を学習させる 等	つつ給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に推進すること 【食育の推進】 ・食に関する指導「係る全体計画の作成 【食に関する指導】 ・各学校や児童生徒の実態に合わせて創意工夫に努めて学習を展開 【給食の時間における食に関する指導】 (給食指導) ・食に関する指導の目標を達成させるため、毎日の学校給食の時間に学級担任が行う食に関する指導 給食の準備から片付けに至る一連の指導 【個別的な相談指導】 ・食に関する健康課題(肥満健康や偏食等を原因とする生活習慣病の若年化や食物アレルギー等)を有する児童生徒の個別の状態に応じた対応や相談指導
2008 (平成20) 年1月 中央教育審議会答申 「子どもの心身の健康 を守り、安全・安心を確 保するために学校全体 としての取組を進める ための方策について(答 申)」	【食に関する指導】 ・学校給食を活用した給食の時間 望ましい食習慣 食に関する実践力 豊かな人間関係を構築する力を身に付けさせる 地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める 食に関する感謝の念をはぐくむ	【食に関する指導】 ・給食の時間以外にも、家庭科、技術・家庭科や体育科、保健体育科をはじめとした各教科や特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて広く行われてきている 【食育】 ・学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ、教科横断的な指導として関連付け、体系的に行う ・食に関する指導の全体計画を作成し、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、継続的、体系的な食育を行っていくとともに、関係教職員の食育に対する意識の向上を図る 【食育の推進】 ・教科等の指導で学校給食の献立を教材として活用 ・教科等で使用する教材を食材として意図的に学校給食の献立に活用
2008 (平成20) 年1月 中央教育審議会答申 「幼稚園、小学校、中学 校、高等学校及び特別 支援学校の学習指導要 領等の改善について」	【食に関する指導】 ・食事の重要性 ・心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい 栄養や食事の摂り方 ・正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安 全性等について自ら判断できる能力 ・食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々 へ感謝する心 ・望ましい食習慣の形成 ・各地域の産物、食文化等を理解することなど を総合的にはぐくむという観点から推進	【食育】 ・食育**という概念を明確に位置付け ・発達の段階を踏まえつつ、各学年を通して一貫 した取組を推進給食の時間や家庭科、技術・家 庭科などの関連する教科等において、食に関す る指導の内容の充実を図る ・学校の教育活動全体で取り組む ※平成17年には、食育基本法が成立し、「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食 生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する」ことが求められている。 【食育の推進】 ・家庭、地域と連携を図る
2008 (平成20) 年3月 告示 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	【体育・健康に関する指導】 ・生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送る ための基礎を培う 【食育】	【食育の推進】 ・体育・健康に関する指導 ・学校の教育活動全体を通じて適切に行う ・体育科(保健体育科)の時間はもとより、家庭

小学校

- ・保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠に ついては、食育の観点も踏まえつつ健康的な生 活習慣の形成に結び付くよう配慮:体育科
- ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成(日常の生活や学習への適応及び健康安全):特別活動

中学校

- ・健康の保持増進については、食育の観点も踏ま えつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう 配慮:保健体育科
- ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習 慣の形成(適応と成長及び健康安全):特別活動

科(技術・家庭科)、特別活動などにおいても それぞれの特質に応じて適切に行うよう努める (中学校)

・家庭や地域社会との連携を図る

【食に関する指導】

小学校

・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮:家庭科

中学校

・技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮:技術・家庭科

2009 (平成21) 年4月施行学校給食法の一部改正

【食育の推進】

第1条 (この法律の目的)

・学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に 資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関 する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要 な役割を果たすものであることにかんがみ、学 校給食及び学校給食を活用した食に関する指導 の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給 食の普及充実及び学校における食育の推進を図 ることを目的とする。

【食に関する指導】

第2条 (学校給食の目標)

- 義務教育諸学校における教育の目的を実現する ために、次に掲げる目標が達成されるよう努め なければならない。
- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を 深め、健全な食生活を営むことができる判断力 を培い、及び望ましい食習慣を養うことうこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同 の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を 尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度 を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支 えられていることについての理解を深め、勤労 を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

【食に関する指導】

- ・学校給食及び学校給食を活用した食に関する指 導の実施に関し必要な事項を定める
- ・校長は、学校給食と関連付けつつ学校における 食に関する指導の全体的な計画を作成すること その他の必要な措置を講ずる

2010 (平成22) 年3月 文部科学省刊行 食に関する指導の手引 -第1次改訂版-

【食に関する指導の目標】

- ○食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 「食事の重要性」
- ○心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。「心身の健康」
- 〇正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び 安全性等について自ら判断できる能力を身に付 ける。「食品を選択する力」
- ○食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々 へ感謝する心をもつ。「感謝の心」
- ○食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力 を身に付ける。「社会性」

【学校における食育を推進すること】

・食に関する指導の目標の達成に向け、家庭や地域との連携を図るとともに、継続性に配慮し意図的に学校給食を教材として活用しつつ給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に推進すること

【食育の推進】

- ・食に関する指導に係る全体計画の作成 【食に関する指導】
- ・各学校や児童生徒の実態に合わせて創意工夫に
- 【給食の時間における食に関する指導】

89

	○各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。「食文化」 (各学校において状況等に応じて上記以外の目標を掲げて指導を行うことも期待されている) 【給食の時間における食に関する指導】 ・教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させる ・献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等を学習させる ・給食指導 ・正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどの習得	・給食指導 食に関する指導の目標を達成させる 毎日の給食の時間に学級担任が行う 給食の準備から片付けに至る一連の指導 【個別的な相談指導】 ・食に関する健康課題(肥満健康や偏食等を原因と する生活習慣病の若年化や食物アレルギー等) やスポーツをする児童生徒の個別の事情に応じ た対応や相談指導
2011 (平成23) 年3月食育推進会議(内閣府)第2次食育推進基本計画	【食育】 ・食に関する基礎の習得 健全な食習慣や食の安全観を確立 食に関する感謝の念や理解 食品の内容に関する安全知識 社会人として身に付けるべき食事の際のマナー ・感謝の心をはぐくむ ・望ましい食習慣の形成	【食育】 ・楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる 【食育の推進】 ・あらゆる機会とあらゆる場所を利用する ・給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進する ・食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協力による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進 ・学校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及
2013 (平成25) 年7月 今後の学校における食 育の在り方に関する有 識者会議 (文部科学省) 今後の学校における食 育の在り方について (中 間まとめ)	【食育】 ・食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する	【食育】 ・各学校における取組をつなぎ、点から線へ、そして多様な関係者が連携・協力しながら国民運動として食育を推進していく必要 ・国の成長戦略の中に学校における食育を位置付けていく ・学校と合わせて家庭、地域ヘアプローチ・学齢期前から高等学校以降も食育の場・対象として幅広く捉え、様々な角度からの取組 【食育の視点】 ・6つの観点(①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、応じた多角的な視点を持って取り組む
2013 (平成25) 年12月 今後の学校における食 育の在り方に関する有 識者会議(文部科学省) 今後の学校における食 育の在り方について 最終報告	【食に関する指導方法と指導内容】 ・次期学習指導要領改訂も視野に入れながら、小中学校については、小学校1年から中学校3年までのどの学年でどの時間に何を学ぶのかについて、児童生徒の発達段階を踏まえた体系的な整理のための具体的な検討を行う必要がある。その際には、就学前や高等学校卒業以降の取組についても考慮する必要がある。	【食育】 ・国民の健康生活の基礎を培うために重要な役割を果たしているという認識に立ち、国の成長戦略の中に学校における食育を位置付けていく・健康長寿社会実現のため、学校を地域社会における食育の核として取組を広げていくことが必要 【食育の視点】 ・6つの観点(①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、⑥食文化)を基本としつつ、食育基本法を踏まえ、各学校・地域の特性を生かして様々な社会状況に応じた多角的な視点を持って取り組む

2016 (平成28) 年 3 月 食育推進会議

第3次食育推進基本計画

※2016年4月施行食育 基本法一部改正に伴い、 食育推進会議は農林水 産省に移管され、食育 推進基本計画の作成・食 育推進に関する施策の 実施は農林水産省の管 轄となった

【食育】

・健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎 食に関する感謝の念や理解 食品の安全

健康な食生活に必要な栄養に関する知識 社会人として身に付けるべき食事の際の作法

- ・地域の自然や文化、産業等に関する理解を深める
- ・生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む
- ・望ましい食習慣の形成

【食育】

・楽しく食について学ぶことができるような取組 が積極的になされるよう施策を講じる

【食育の推進】

- ・給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教 科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体 を通じて食育を組織的・計画的に推進
- ・農林漁業体験や食品の調理に関する体験等の機会を提供
- ・食に関する指導の時間が十分確保されるよう、 栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成 を推進
- ・校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及

2016 (平成28) 年12月 中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

【健康・安全・食に関する資質・能力】 (知識・技能)

・様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

・自らの健康や食、安全の状況を適切に評価する とともに、必要な情報を収集し、健康で安全な 生活や健全な食生活を実現するために何が必要 かを考え、適切に意思決定し、行動するために 必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

・健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

【食育の推進】

- ・食事の役割や栄養・調理に関する学習活動を充実: 小学校家庭科
- ・中学生の栄養と献立、調理や食文化などに関する学習活動を充実:中学校技術・家庭科
- ・食育の観点を踏まえた学校給食と食習慣の形成:特別活動

【健康・安全・食に関する資質・能力】

- ・現代的な諸課題
- ・教科等横断的なテーマ

【食に関する指導の全体計画】

・資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・ 改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体 制を確保

2017 (平成29) 年 3 月 文部科学省刊行

「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育!

【食育の推進】

PLAN (計画)

- 1 推進体制の整備
- 2 実態把握と指標の設定
- 3 各種計画の作成
- 4 教職員、家庭や地域との連携・調整

DO (実施)

- 1食に関する指導
- ・給食の時間の食に関する指導
- ・各教科等の食に関する指導
- ・個別的な相談指導
- 2 学校給食の実施

CHECK (評価)

- ・活動指標(アウトプット)
- ・成果指標(アウトカム)

ACTION(改善)

- 1食育推進体制について
- 2食育推進の取組内容について
- 3学校における食育の取組・成果の可視化

【食育の推進】

・栄養教諭の配置状況が各自治体により異なる中、 栄養教諭をはじめ管理職、学級担任など全教職 員を対象に作成

2017 (平成29) 年3月

小学校学習指導要領 中学校学習指導要領

【体育・健康に関する指導】

・生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送る ための基礎を培う

【食育】

小学校

- ・保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠に ついては、食育の観点も踏まえつつ健康的な生 活習慣の形成に結び付くよう配慮:体育科
- ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。(日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全):特別活動

中学校

- ・健康の保持増進や生活習慣病については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に 結び付くように配慮:保健体育科
- ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成給 食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること(日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全):特別活動

【食育の推進】

- ・体育・健康に関する指導
- ・学校の教育活動全体を通じて適切に行う
- ・家庭や地域社会との連携を図る

小学校

・体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、 各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習 の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて 適切に行うよう努める

中学校

・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間 はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習 の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて 適切に行うよう努める

【食に関する指導】

小学校

- ・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮:家庭科
- ・第4学年までの食に関する学習との関連を図る: 家庭科

中学校

・技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮:技術・家庭科

【食に関する指導の全体計画】

・教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意

2017 (平成29) 年7月 文部科学省

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編

【食育の推進】

・心身の健康に関する内容 児童(生徒)が食に関する正しい知識と望ましい 食習慣を身に付けることにより、生涯にわたっ て健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくた めの基礎が培われるよう、栄養のバランスや規 則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一

- 層重視されなければならない。 ・自然の恩恵・勤労などへの感謝
- ・食文化

【食育の推進】

・教科等の内容と関連させた指導

【食に関する指導】

- ・体育科(保健体育科)における望ましい生活習慣の育成や、家庭科(技術家庭科)における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組む
- ・栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携 に努める
- ・学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組む 【食に関する教育】
- ・現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容

※現代的な諸課題

豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の 社会を形成することに向けた現代的な諸課題に 対応して求められる資質・能力を、教科等横断 的な視点で育成

作成: 髙田尚美(2019)

考察:

学校における栄養・食教育の課題

1954年9月に文部事務次官通達「学校給食法 並びに同法施行令等の施行について」の中で学 校給食のもつ教育的価値が初等普通教育の教育 計画全体のなかで正しく認識される必要があ り、学校給食の目標を達成するためには、各種 の学習指導要領を参照しそれがもつ教育的価値 を明かにし、学校の実情に応じて統一ある指導 計画をたて、その実現に努めるよう留意しなけ ればならないとしている。この通達から50年以 上が過ぎ、食育基本法の施行により学校給食法 の一部改正や学習指導要領に食に関する指導や 食育が明記された現在においても、栄養・食教 育が学校教育全体のなかに適切に位置付けられ ているといえない状況があることがみえてき た。2017年3月文部科学省刊行の「栄養教諭を 中核としたこれからの学校の食育」の本冊子活 用についてで「本冊子では、栄養教諭が配置さ れている学校の状況を想定して作成しましたの で、栄養教諭が配置されていない学校において は、それぞれの学校の状況に応じて本冊子の内 容を目指した取組をお願いします。」と記述され ていることは、栄養教諭が配置されていない学 校においては食育が推進出来なかったとしても やむを得ないとよめる。

新学習指導要領において特別活動の学級活動 の内容(2)日常の生活や学習への適応と自己 の成長及び健康安全に、食育の観点を踏まえた 学校給食と望ましい食習慣の形成がある。独立 行政法人教職員支援機構の「学校全体で取り組 む食育の進め方:校内研修シリーズ No29」で は、特別活動や学級活動(2)の食に関する指 導で何を教えるかについて、題材例や授業構想 力の育成を図るための演習用ツール「食育プラ ンニングシート」を提示して動画で研修を受け ることができる。ここで脇田は学級活動(2) で食に関する指導を考えていくときの大切にし たい言葉が2つあるとし1つは「共通した問 題」でありもう1つは「意思決定」であるとあ げている。「共通した問題」とは一人一人が解決 しなければならない共通の生活課題であっても

解決すべき課題の内容は個々に異なる課題のこ とを言い学級みんなに共同の問題を話し合う学 級活動(1)の「学級会」の問題とは異なるこ とであり、「意思決定」は食に関する自己の課 題を解決するためにいくつかある案の中から自 分にふさわしい手段を選択する行動であるとし ている。そして、学校全体で食育を推進するた めの栄養教諭、学校栄養職員との協力体制の確 立における学級活動の学習の流れに沿った関わ り方として、課題をつかむ「つかむ」では「『今 日学習することは、自分にもみんなにも大切な 問題だ』ということを、ペープサートや 紙芝 居、計画委員会のグラフ等でとらえさせ、栄養 教諭や学校栄養職員は補助的に関わる」原因を 追究する「さぐる」では、「問題発生の原因を話 合いによって気付かせます。この段階でいきな り、栄養教諭や学校栄養職員の専門的な説明に 入らないようにする」解決方法を考える「見付 ける」では「より良い問題解決の方法を集団思 考(話合い)によって出し合う。栄養教諭や学 校栄養職員は、話合いの評価(賞讃、修正)と 付加を行う」個人目標自己決定する「決める」 では「話合いを受けて、自分にあった解決方法 を意思決定する。栄養教諭や学校栄養職員は、 子どもたちの自己決定を認め、今後の実践への 意欲付けをする」と説明している。

栄養教諭・学校栄養職員は「さぐる」で専門 的な説明をするのでなく、学びの主体である児 童生徒が話合いをし、話合いによって出し合っ た自己の課題を解決するための案から「見付 ける」に対して子供が間違った方向に進まな いように専門性を生かした指導することが大 切であるという説明は、これからの学校にお ける栄養・食教育において踏まえておくべきこ とであると考える。しかし、児童生徒が学び の主体となり話し合いから「見付ける」ため には適切な知識をもっていることが前提とな り、そのためには各教科等での学習内容を食 に関する指導の視点においても児童生徒が理 解している必要がある。新学習指導要領の解 説総則編付録6現代的な諸課題に関する教科 横断的な教育内容についての参考資料に「小 学校(中学校)学習指導要領における『食に

関する教育』について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童(生徒)の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。」として、食に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)も挙げられているが、教育課程に位置付けるにあたり適切な食に関する指導に係る全体計画を作成するための体制も必要であろう。99~101)

最後に現在の学校における栄養・食教育の課 題を3点あげたい。1点目は学校における栄 養・食教育の生きた教材となる学校給食の実施 が努力義務であり児童生徒の全てが学校給食を 生きた教材として体験できないこと、2点目は 学校における栄養・食教育の中核となる栄養教 諭の配置が学校給食の管理を行う学校栄養職員 の配置基準のままであり各学校が栄養・食教育 を学校教育全体で実施するためには不十分であ ること、3点目は食に関する指導の目標を達成 するために必要な栄養・食教育に対して現行学 習指導要領及び新学習指導要領の教科等の教育 内容が十分であるか、また、不足するものがあ るとしたらどの発達段階で何を教育内容として 教育課程に位置付ける必要があるかの検討であ る。

謝辞

本稿執筆の機会を与えて下さいました名古屋学芸大学の諸先生方に深謝します。

文献

- 農林水産省 消費・安全局,食育に関する意識調査報告書,2018(平成)30年3月,7, http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/h30/pdf index.html (2018年12月アクセス)
- 2) 内閣府政府広報室,「食育に関する特別世論調査」 の概要, 2005 (平成17) 年 9 月, 1, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/pdf/ h17-syokuiku.pdf (2018年12月アクセス)

- 3)食育基本法:2005(平成17)年6月17日法律第63号,最終改正2015(平成27)年9月11日法律第66号
- 4) 内閣府 食育推進会議,食育推進基本計画,2006 年3月
 - http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/kihonkeikaku.pdf(2018年12月アクセス)
- 5) 文部科学省,小学校学習指導要領,2008(平成20) 年3月告示.

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf(2018 年 12 月アクセス),中学校学習指導要領,2008(平成20年)3月告示,

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_5_4.pdf(2018年12月アクセス)

- 6) 文部科学省,「今後の学校における食育の在り方に 関する有識者会議」設置要項, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/ sports/019/gaiyou/1335571.htm (2018年12月アク セス)
- 7) 総務省,食育の推進に関する政策評価書,2015(平成27)年10月,44

公立小学校における栄養教諭の配置状況と栄養教諭制度導入による効果との関係において、「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだか」という質問に「とてもそう思う」と回答したのは、専任の栄養教諭が配置されている小学校では70.6%、栄養教諭及び学校栄養職員のどちらも配置されていない小学校では14.0%となっており、専任の栄養教諭が配置されている小学校の方が、栄養教諭制度導入による効果があったと感じている。と記述されている。

- 8) 文部科学省, 栄養教諭制度について, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/ index.htm (2018年12月アクセス)
- 9) 文部科学省, 栄養教諭制度の概要, 趣旨, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/ 04111101/003.htm (2018年12月アクセス)
- 10) 文部科学省スポーツ・青少年局長並びに文部科学 省初等中等教育局長通知,栄養教諭制度の創設に 係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行 について,2004(平成16)年6月30日付け16文科 ス第142号
- 11) 文部科学省、栄養教諭の配置状況(平成29年5月

1日現在), 栄養教諭の配置状況(平成28年度~), 出典:文部科学省「学校基本調査」(各年度5月1 日現在),

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/__icsFiles/afieldfile/2018/03/06/1257966.pdf(2018年12月アクセス)

- 12) 文部科学省, 栄養教諭の配置状況 (平成29年5月 1日現在), 栄養教諭の配置状況 (平成17年度~平成27年度), 出典: 文部科学省健康教育・食育課調 べ(各年度4月1日現在),
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ syokuiku/__icsFiles/afieldfile/2018/03/06/ 1257966.pdf(2018年12月アクセス)
- 13) 文部科学省,学校給食等実施状況調査―結果の概要,学校給食実施状況調査(平成17年5月1日現在).
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/kyusyoku/07022017/gaiyou/h17.htm(2018年12月アクセス)
- 14) 文部科学省,学校給食等実施状況調査―結果の概要,平成27年度結果の概要, http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/

nttp://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/kyuushoku/kekka/k_detail/1381230. htm (2018年12月アクセス)

- 15) 文部科学省, 栄養教諭制度の概要, 配置, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/ 04111101/003.htm (2018年12月アクセス)
- 16) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(1958(昭和33). 5.1 法116), 第8条の2栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭,栄養教諭並びに学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。(以下略)
- 17) 文部科学省、「学校給食の食事内容の改善について」及び「学校栄養職員の職務内容について」(答申)、学校栄養職員の職務内容として挙げられている項目は以下のとおりである。学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学区校給食指導、衛生管理、検食等、物資管理、調査研究等http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_hoken_index/toushin/1314683.htm (2018年12月アクセス)
- 18) 文部科学省,学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について,2018 (平成30年)2月9日付け29文科初第1437号文部科学事務次官通知
- 19) 文部科学省, 学校基本調査―平成30年度結果の概

要一,調査結果の概要(初等中等教育機関,専修 学校・各種学校),

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1407849.htm (2018年12月アクセス)

- 20) 文部科学省:小学校学習指導要領,平成29年3月 告示,中学校学習指導要領,2017(平成29)年3 月告示
- 21) 文部科学省:小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説総則編,平成29年7月,53,中学校学習指導 要領(平成29年告示)解説総則編,2017(平成29 年)7月,53
- 22) 文部科学省, 食に関する指導の手引, 株式会社東 山書房発行, 2008 (平成20) 年1月初版発行, 6-7
- 23) 布川和恵, 教育課程における学校給食指導の変遷, 現代社会文化研究No.59, 2014年2月:83-100
- 24) 足立己幸,栄養・食教育の枠組み「料理選択型栄養・食教育」,主教材「食事の核料理(主食・主菜・副菜)を組み合わせる」・「3・1・2 弁当箱法」による食事法:1970年代からの食生態学研究・理論・実践の環をふりかえり,現在の栄養・食問題解決の課題を問う,名古屋学芸大健康・栄養研究所年鑑第9号,2017年12月,50
- 25) 食育基本法: 2005(平成17) 年6月17日法律第63号, 最終改正2015(平成27)年9月11日法律第66号
- 26) 布川和恵, 教育課程における学校給食指導の変遷, 現代社会文化研究No.59, 2014年2月:83-100
- 27) 文部科学省, 学生百年史 総説 六戦後の教育改 革.
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317571.htm(2018年12月アクセス)
- 28) 文部科学省, 学生百年史 第二編 戦後の教育改革と新教育制度の発展 第一章戦後の教育改革 (昭和二十年~昭和二十七年) 第九節体育・保健・ 給食 四学校給食の普及・奨励,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317788.htm(2018年12月アクセス)
- 29) 文部科学省,学校給食法並びに同法施行令等の施行について,1954(昭和29)年9月28日付け文管学第543号文部事務次官通達,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19540928001/t19540928001.html (2018年12月アクセス)
- 30) 国立教育政策研究所, 学習指導要領データベース, 1958 (昭和33) 年小学校学習指導要領,
 - https://www.nier.go.jp/guideline/s33e/index.htm (2018年12月アクセス), 1958 (昭和33) 年中学校

学習指導要領.

https://www.nier.go.jp/guideline/s33j/index.htm (2018年12月アクセス)

31) 国立教育政策研究所, 学習指導要領データベース, 1968 (昭和43) 年小学校学習指導要領.

https://www.nier.go.jp/guideline/s43e/index.htm (2018年12月アクセス), 1969 (昭和44) 年中学校学習指導要領.

https://www.nier.go.jp/guideline/s44j/index.htm (2018年12月アクセス)

32) 国立教育政策研究所, 学習指導要領データベース, 1977 (昭和52) 年小学校学習指導要領,

https://www.nier.go.jp/guideline/s52e/index.htm (2018年12月アクセス),1977(昭和52)年中学校 学習指導要領,

https://www.nier.go.jp/guideline/s52j/index.htm (2018年12月アクセス)

33) 文部科学省,健康教育の推進と学校健康教育課の 設置について,1988(昭和63)年7月1日付け文 体学第118号文部省体育局長通達,

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19880701003/t19880701003.html (2018年12月アクセス)

なお、この通達において、学校給食の指導については、日本体育・学校健康センターにおいて、有識者の協力を得て、学校給食における学校、家庭、地域の連携の推進に資するため、その具体的な指導内容の体系化等について検討願つてきましたが、このたびその中間報告(「学校給食指導研究委員会中間まとめ」昭和六三年五月二〇日)が取りまとめられましたので、参考までに送付とされている。

34) 国立教育政策研究所, 学習指導要領データベース, 1989 (平成元) 年小学校学習指導要領,

https://www.nier.go.jp/guideline/h0le/index.htm (2018年12月アクセス), 1989 (平成元) 年中学校学習指導要領,

https://www.nier.go.jp/guideline/h01j/index.htm (2018年12月アクセス)

- 35) 文部省, 学校給食指導の手引, 慶應通信株式会社 発行, 1992 (平成4) 年7月, 11-28
- 36) 文部科学省,保健体育審議会答申,生涯にわたる 心身の健康の保持増進のための今後の健康に関す る教育及びスポーツの振興の在り方について 3. 学校における体育・スポーツ及び健康に関する教 育・管理の充実 3学校健康教育(学校保健・学校 安全・学校給食),1997(平成9)年,

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_

- chukyo/old_hoken_index/toushin/1314691.htm (2019年1月アクセス)
- 37) 文部科学省,「食」に関する指導の充実について, 1998(平成10) 年 6 月12日付け文体学第55号文部 省体育局長通知.

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/004/toushin/010701g.htm (2019年1月アクセス)

38) 国立教育政策研究所, 学習指導要領データベース, 1998 (平成10) 年小学校学習指導要領,

https://www.nier.go.jp/guideline/h10e/index.htm (2018年12月アクセス), 1998 (平成10) 年中学校学習指導要領.

https://www.nier.go.jp/guideline/h10j/index.htm (2018年12月アクセス)

- 39) 文部科学省,食に関する指導参考資料,株式会社 東山書房発行,2000(平成12)年5月初版,8-14
- 40) 文部科学省、中央教育審議会答申、子どもの体力 向上のための総合的な方策について Ⅲ子どもの 体力向上のための総合的な方策 6体力の向上に 資する子どもの生活習慣の改善—よく食べ、よく 動き、よく眠る "健康 3 原則" (調和のとれた食 事、適切な運動、十分な休養・睡眠)の徹底—(2) 食に関する指導の充実、2002 (平成14) 年 9 月、 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/ chukyo0/toushin/021001a.htm#g0306 (2019 年 1 月アクセス)
- 41) 文部科学省, 中央教育審議会答申, 食に関する指導体制の整備, 2004 (平成16) 年 1 月20日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm (2019年 1 月アクセス)
- 42) 文部科学省, 栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について, 2004 (平成16) 年6月30日付け16文科ス第142号文部科学省スポーツ・青少年局長, 文部科学省初等中等教育局長通知,

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/008.htm(2019年1月アクセス)

- 43) 食育基本法: 2005 (平成17) 年6月17日法律第63 号, 最終改正2015 (平成27) 年9月11日法律第66 号
- 44) 内閣府 食育推進会議,食育推進基本計画,2006 (平成18) 年3月,
 - http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/kihonkeikaku.pdf (2018年12月アクセス)
- 45) 文部科学省、食に関する指導の手引、株式会社東

- 山書房発行, 2008 (平成20) 年 1 月初版発行, 149-176
- 46) 文部科学省,中央教育審議会答申,子どもの心身の健康を守り,安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるために学校全体としての取組を進めるための方策について II学校における食育の推進を図るための方策について 1.子どもの食を取り巻く状況とその対応 (1)「生きた教材」としての学校給食の充実 (2)学校給食における地場産物の活用や郷土食・行事食の活用,2008(平成20)年1月17日,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/01/14/001_4.pdf(2019年1月アクセス)
- 47) 文部科学省,中央教育審議会,幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について 7. 教育内容に関する主な改善事項 (7)社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項 (食育),2008(平成20)年1月17日,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf(2019年1月アクセス)
- 48) 文部科学省,2008(平成20)年小学校学習指導要領,
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/index.htm (2018年12月アクセス), 2008 (平成20) 年中学校学習指導要領,
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/index.htm(2018年12月アクセス)
- 49) 文部科学省,学校保健法等の一部を改正する法律 第2条 学校給食法の一部改正,2009 (平成20) 年6月公布,
 - http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2009/04/01/1236264_002.pdf(2019年1月アクセス)
- 50) 文部科学省, 食に関する指導の手引―第1次改訂版―, 2010 (平成22) 年3月, 10-11, 196-227, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm (2019年1月アクセス)
- 51) 内閣府 食育推進会議,第2次食育推進基本計画, 2011 (平成23) 年3月, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/ 2kihonkeikaku.pdf (2018年12月アクセス)
- 52) 内閣府 食育推進会議, 第2次食育推進基本計画の一部改定, 2013 (平成25) 年12月, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/

- www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/ 2kihonkaiteihonbun.pdf(2018年12月アクセス)
- 53) 内閣府 食育推進会議,第3次食育推進基本計画, 2016 (平成28) 年3月, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/ 3kihonkeikaku.pdf (2018年12月アクセス)
- 54) 文部科学省,中央教育審議会答申,幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について,2016 (平成28)年12月,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf(2018年12月アクセス)
- 55) 文部科学省,2017(平成29) 年小学校学習指導要領,
 - http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf(2018年12月アクセス), 2017(平成29)年中学校学習指導要領,http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_5_4.pdf(2018年12月アクセス)
- 56) 文部省, 学校給食指導の手引, 慶應通信株式会社 発行, 1992(平成4)年7月, 15·26
- 57) 文部科学省, 食に関する指導の手引―第1次改訂版―, 2010 (平成22) 年3月, 196-227, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm (2019年1月アクセス)
- 58) 文部科学省, 食に関する指導の手引, 株式会社東 山書房発行, 2008 (平成20) 年1月初版発行, 152
- 59) 内閣府 食育推進会議,第3次食育推進基本計画, 2016 (平成28) 年3月,11, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/ 3kihonkeikaku.pdf (2018年12月アクセス)
- 60) 文部科学省,健康教育の推進と学校健康教育課の 設置について,1988(昭和63)年7月1日付け文 体学第118号文部省体育局長通達,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19880701003/t19880701003.html (2018年12月アクセス)
 - なお、この通達において、学校給食の指導については、日本体育・学校健康センターにおいて、 有識者の協力を得て、学校給食における学校、家 庭、地域の連携の推進に資するため、その具体的 な指導内容の体系化等について検討願つてきまし

- たが、このたびその中間報告(「学校給食指導研究委員会中間まとめ」昭和六三年五月二〇日)が取りまとめられましたので、参考までに送付とされている。
- 61) 文部科学省,保健体育審議会答申,生涯にわたる 心身の健康の保持増進のための今後の健康に関す る教育及びスポーツの振興の在り方について 3. 学校における体育・スポーツ及び健康に関す る教育・管理の充実 3学校健康教育(学校保健・ 学校安全・学校給食),1997(平成9)年, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_
- 62) 文部科学省、「食」に関する指導の充実について、 1998(平成10)年6月12日付け文体学第55号文部 省体育局長通知、 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/

(2019年1月アクセス)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/004/toushin/010701g.htm (2019年1月アクセス)

chukyo/old_hoken_index/toushin/1314691.htm

- 63) 文部科学省, 食に関する指導参考資料, 株式会社 東山書房発行, 2000 (平成12) 年 5 月初版, 8-24
- 64) 文部省・厚生省・農林水産省, 食生活指針の推進 について, 2000 (平成12) 年3月, https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000129385.pdf (2019年1 月アクセス)
- 65) 文部科学省、中央教育審議会答申、子どもの体力 向上のための総合的な方策について Ⅲ子どもの 体力向上のための総合的な方策 6 体力の向上に 資する子どもの生活習慣の改善―よく食べ、よく 動き、よく眠る"健康3原則"(調和のとれた食事、 適切な運動、十分な休養・睡眠)の徹底―(2)食 に関する指導の充実、2002(平成14)年9月、 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/ chukyo0/toushin/021001a.htm#g0306(2019年1 月アクセス)
- 66) 文部科学省,中央教育審議会答申,食に関する指導体制の整備,2004(平成16)年1月20日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/ chukyo0/toushin/04011502.htm(2019年1月アクセス)
- 67) 文部科学省, 栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について, 2004 (平成16) 年 6 月30日付け16文科ス第142号文部科学省スポーツ・青少年局長, 文部科学省初等中等教育局長通知,

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/008.htm (2019年1月アクセス)

- 68) 食育基本法: 2005 (平成17) 年 6 月17日法律第63 号,最終改正2015 (平成27) 年 9 月11日法律第66 号
- 69) 内閣府 食育推進会議, 食育推進基本計画, 2006 (平成18) 年 3 月, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/

www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/kihonkeikaku.pdf (2018年12月アクセス)

- 70) 文部科学省,食に関する指導の手引,株式会社東山書房発行,2008(平成20)年1月初版発行,149-176
- 71) 文部科学省,中央教育審議会答申,子どもの心身の健康を守り,安全·安心を確保するために学校全体としての取組を進めるために学校全体としての取組を進めるための方策について II学校における食育の推進を図るための方策について 1.子どもの食を取り巻く状況とその対応 2.食育・学校給食に関する学校内の体制の充実 (1)学校の教育活動全体を通じた取組,2008(平成20)年1月17日,

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/01/14/001_4.pdf(2019年1月アクセス)

- 72) 文部科学省,中央教育審議会,幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について 7. 教育内容に関する主な改善事項 (7)社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項 (食育),2008(平成20)年1月17日,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf(2019年1月アクセス)
- 73) 文部科学省,2008(平成20) 年小学校学習指導要領,
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/index.htm(2018年12月アクセス), 2008(平成20)年中学校学習指導要領,
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/index.htm(2018年12月アクセス)
- 74) 文部科学省,学校保健法等の一部を改正する法律 第2条 学校給食法の一部改正,2009 (平成20) 年6月公布,
 - http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2009/04/01/1236264_002.pdf(2019年1月アクセス)
- 75) 文部科学省, 食に関する指導の手引―第1次改訂版―, 2010 (平成22) 年3月, 10-11, 196-227, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/

- syokuiku/1292952.htm (2019年1月アクセス)
- 76) 内閣府 食育推進会議, 第 2 次食育推進基本計画, 2011(平成23) 年 3 月,
 - http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/ 2kihonkeikaku.pdf(2018年12月アクセス)
- 77) 文部科学省、今後の学校における食育の在り方について(中間まとめ)、2013(平成25)年7月、http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2013/08/01/1338349 2.pdf (2019年1月アクセス)
- 78) 文部科学省, 今後の学校における食育の在り方に ついて 最終報告, 2013 (平成25) 年12月, http://www.mext.go.jp/component/b_menu/ shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2013/ 12/19/1342568_2_3.pdf (2019年1月アクセス)
- 79) 内閣府 食育推進会議,第3次食育推進基本計画, 2016 (平成28) 年3月, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/ 3kihonkeikaku.pdf (2018年12月アクセス)
- 80) 文部科学省,中央教育審議会答申,幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について,2016 (平成28)年12月,
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf(2018年12月アクセス)
- 81) 文部科学省, 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育, 2017 (平成29) 年 3 月, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/__icsFiles/afieldfile/2017/08/09/1385699_001.pdf (2019年 1 月アクセス)
- 82) 文部科学省, 2017 (平成29) 年小学校学習指導要領,
 - http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf(2018年12月アクセス), 2017(平成29)年中学校学習指導要領,http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_5_4.pdf(2018年12月アクセス)
- 83) 文部科学省, 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総則編, 2017 (平成29) 年 7 月, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/ education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/ 2018/05/07/1387017_1_2.pdf (2019年1月アクセ

- ス),中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編,2017(平成29)年7月,
- http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1387018_1_3.pdf(2019年1月アクセス)
- 84) 内閣府, 平成18年版食育白書(本編) 資料編 3 食育関連予算, 139, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2006/book/pdf/06sh_p138_141.pdf(2018年12月ア クセス)
- 85) 内閣府, 平成19年版食育白書(本編) 資料編 参考3食育関連予算, 97, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2007/pdf/s.pdf (2018年12月アクセス)
- 86) 内閣府, 平成20年版食育白書(本編) 資料編 参考3食育関連予算, 103, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2008/pdf_file/shiryo.pdf (2018年12月アクセス)
- 87) 内閣府, 平成21年版食育白書(本編) 資料編 参考1食育関連予算, 138, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2009/pdf_file/shiryo.pdf (2018年12月アクセス)
- 88) 内閣府, 平成22年版食育白書(本編) 資料編 参考1食育関連予算の概要, 122, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2010/pdf_file/shiryo.pdf (2018年12月アクセス)
- 89) 内閣府, 平成23年版食育白書(本編) 資料編 参考1食育関連予算の概要(施策別), 108, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2011/pdf_file/sanko01.pdf (2018年12月アクセス)
- 90) 内閣府, 平成24年版食育白書(本編) 資料編 参考5食育関連予算の概要(施策別), 156, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2012/pdf/sanko05.pdf(2018年12月アクセス)
- 91) 内閣府, 平成25年版食育白書(本編) 資料編 参考2食育関連予算の概要(施策別), 128, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2013/pdf/sanko02.pdf(2018年12月アクセス)
- 92) 内閣府, 平成26年版食育白書(本編) 資料編 参

考1食育関連予算の概要(施策別), 134, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/ www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/ 2014/pdf/honbun/sanko01.pdf (2018年12月アクセス)

- 93) 内閣府, 平成27年版食育白書(本編) 資料編 参考1食育関連予算の概要(施策別), 147, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2015/pdf/honbun/sanko01.pdf(2018年12月アクセス)
- 94) 農林水産省, 平成27年度食育白書 資料編 参考 1 食育関連予算の概要 (施策別), 166, http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/pdf/ b_siryo_all.pdf (2018年12月アクセス)
- 95)農林水産省,平成28年度食育白書 資料編 参考 1 食育関連予算の概要 (施策別), 177, http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/H28_ index/attach/pdf/h28_pdf-16.pdf (2018年12月アク セス)
- 96)農林水産省、平成29年度食育白書 資料編 参考 1 食育関連予算の概要(施策別), 176, http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/ attach/pdf/h29_wpaper-31.pdf (2018年12月アクセ ス)
- 97) 文部科学省, つながる食育推進事業について, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ syokuiku/1385315.htm (2018年12月アクセス)
- 98) 文部科学省, 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育, 2017 (平成29) 年 3 月, 4, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/__icsFiles/afieldfile/2017/08/09/1385699_001.pdf (2019年1月アクセス)
- 99) 独立行政法人教職員支援機構,研修教材,校内研修シリーズ,学校全体で取り組む食育の進め方:校内研修シリーズ No29—学級活動(2)で進める食育の授業づくりを中心に—福岡教育大学教職大学院 教授 脇田哲郎,
 - http://www.nits.go.jp/materials/intramural/029. html (2019年1月アクセス)
- 100) 文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター, 小学校新学習指導要領準拠 特別活動 小学校編, 2018 (平成30) 年7月, 4-6, 12-13.
 - http://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/tokkatsu_ h300704-01.pdf(2018年12月アクセス)
- 101) 文部科学省, 小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 総則編, 2017 (平成29) 年 7 月, 240-241,

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1387017_1_2.pdf(2019年1月アクセス),中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編,2017(平成29)年7月,238-239,

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1387018_1_3.pdf(2019年1月アクセス)